

# 時事新報

時事新報

明治廿八年十一月八日(金曜日)  
 舊曆乙未九月廿二日(己未未)  
 創刊於甲午(西曆一千八百九十三年) 第三十三日  
 第...頁  
 (西曆一千八百九十五年)  
 年終まで 五百二十三日

## 私權の安否

文明社會と未開社會とを比較して人民の生活上に相違の點を求めれば私權の安否なること著るるは著るるしき事實にして一方には商工業の發達して社會の繁昌を見る其反對に一方には商工業其振はずして殺風景を呈する所以のの畢竟の事實の結果に外ならず文明社會に法律を重んじ又警察を嚴にして人民の私權を保護するに専らなるの理由を知る可し我國封建時代の有様を見るに專制の政略、巧に人心を籠絡して一國の治安を維持し一般に不平を感ぜしめざるを以て雖も私權保護の一點に至りては頗る不行届にして社會の發達を妨たるものと少なからず士族が切捨御免の權利を濫用して(假令合法的の場合にても無辜の人民を殺害し又政府が時として商人に御用金を課したるが如きは極端の例として姑く擱き社會一般の情態を如何と云ふに中央政府の所在地たる江戸の市中に於てさへも法律の保護不行届にして私權に安全を欠き爲めに迷惑を蒙りたるものと少なからず例へば其家の子が一人にて外出するものとあれば路上に徘徊する無賴漢は種々の惡口雜言を放て之を辱かしめ或は泥濘を飛して衣服を汚すなどの亂暴へ顧客の常として特に禁ずるものなきが故に子女の獨行は先づ稀にして止むを得ず門外に出るときは屈強の男子を伴ふて身邊を保護せしむるの必要あり又種々な種々の一種の破落戸あり公然商家の店頭に出入して金銀の強盗を逞し若し與へざる時は種々の亂暴を働かざるを得ざるに處なきを以て反對に是等の輩に附して營業の安全を謀るの常なり王政維新、明治の社會と爲りては各種の法律も備はり警察の仕組も整ふて人民の私權を保護するの用意は封建時代と同日の談に非ず社會の繁昌大に改まりたるが如くなれば我輩の所見を以てすれば尙ほ遠慮の點なきに非ず數年前或人が英京倫敦に在りしとき年頃の令嬢が幾許の田舎の地方より一人にて門外に乗り着府に往復するを見て流石に英國は文明國なりとて感嘆したりとの談ゆり今の東京は舊の江戸に非ず子女が保護を蒙らずして外出するも途中に無禮を蒙らざらざるが如き危險は無くたと雖も一たび野門の外に露出するの輩が一人にて幾十里の路を歩いて果して安心なりや否やとあれば遺憾多からずは未だしと云はざるを得ず又彼の續賣などの騒動は近年沙汰を問はれ其代りに壯士と名ぐる一種の暴徒を生じて雖も由緒もなほ他人の家に到りて金の儲けを謀るは毎夜の事なり或は其輩の如き多くは書生に誘はれたるものにて多少は文字を識するの力もあれば其輩平均を云ふ如き何か一定の主義にてもあるやと云ふに其所行を見れば單に金を獲むる目的とするのみにして購買の形を變へたるものに外ならず又大阪の市中を遊ばして今日と雖も白日晴天に拘兒の横

行するもの少なからず婦人女子の輩が街上にて難に罹るものあるも通掛りの通行人は勿論、四邊の店に居る市人の如き眼前に之を目標しながら知らざる爲して看過するの常なりと云ふ何れも實際の事實にして法律の保護尙ほ到らざる處あるを認す可し但し是等の事實は都會の地に行はれて人々の常に注意する所なればとも田舎の地方に至りては更に甚だしき事實を存して爲めに社會の發達を妨ぐるの恐なきに非ず其次第は次號に語る可し

## ○京城特報

京城十月二十七日 小原生報

### 政變前の事情

少しく新聞に關し朝十日の報に類するものありと雖も昨今に至り政變前の事情愈々顯著となりたるを以て茲に其次第を略せんに閣后が金宏集内閣を外し刺さへ之を暗殺せんとの計畫ありたるは疑ひなき事實にして單に數日間の餘裕ありしならば之を實にし得たるならん而して其計畫に參與したるものは實に柳東君と稱する名さへ聞えざらんものなりしと云ふ柳某の生立ちなりと云ふを聞くに過ぎざらん事は知らざれども先年迄は黃海道平安道或地方官を勤め居りしものなるが職を以て獄に下され本年夏頃京城内憲法議行の爲め保護中突然張博の許に至り金宏集、金允植氏等の一派が容易ならぬ金宏集を爲し居る旨を告げ且つ證據品もありとの事を陳す張博も大に驚き内々詮議を遂げし所如何にして事責らしき點を發見せざれば之を取合はざりし而して又事實にもなきものと改題せられれば却て由々しき大事を惹き起さんとも論じ難しとて種々奔走して其風説の根を絶たり此時既に柳某王邸に結託し其依歸を受けて豫備に斯る密告を爲したるものならん實否は知り難きも當時金宏集派の一派は頗る危き地位に陥れりとの風説は高かりし其後柳は例の大命令に據りて特赦の恩典に浴し初めて自由の身となりたるが如何なる事故ありてか爾來常に宮中に入出せし遂に閣后の傍りに侍坐して國務院の對手を命ぜらるるものと云はれり後には閣后に於ける閣后の計畫を窺ふ某の參與せしものなりと云ふ

## ○京城特報

京城十月二十八日 小原生報

### 奉議使權洪等の探偵者

權東善、洪禧宇等の徒が奉議使を稱し露領に入りたるなどは屢々記載せしが果して何人の密旨を承けて出發したるや今尙ほ判然せずとも使等の出發せし時は丁度朴憲武の執權中なりしを以て或は朴氏の密使なりと云ふ或は閣后の命を承けたりと云ふ稱は或は金宏集、魚允中、金允植等の指圖に依るものなりとも傳ふ而して閣后は常に之を以て金宏集等の策せしもの如くに云ひなせり茲に於てか朝鮮政府に於ては韓憲鶴、韓基仲の兩氏を密に派して權、洪等の動向を探らし且つ朝鮮政府より派遣したるものにあらざる旨を察せんと欲し兩氏は先づ月京城を發して陸路咸鏡道朔川に向ひ

同地より水路を據りたるに對して同地に於て其探偵の時に於て馬車を依て其探偵の會して

李... 郡合に依りて、の如く一日もしつゝありし

柳東... 故閣后の參與目下警務廳の目下人心...

大... 近日以來、好去月十九日、東京、直轄官に諭告せり

婚... 王妃の候補者王后の候補者